

野焼きは禁止されています

廃棄物の野焼きは、廃棄物処理法で禁止されています。
法の規定に違反した場合には、罰則が適用されます。

【関連法令】廃棄物処理法第16条の2
(平成13年4月1日施行)

【罰則】廃棄物処理法第25条第1項第15号
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の
罰金に処し、又はこれを併科する。

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却について

(政令第14条)

公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却
又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物
の焼却として、例外として認められている場合もあります。

- ・例外：畑の害虫対策、火災予防訓練、どんど焼き、キャンプファイヤーなど
※詳しくは裏面をご参照ください。



○留意点

- ・煙の量や臭いを少量にとどめる。
- ・ご近所に迷惑にならないように配慮する。
- ・風向きや強さ、時間帯を考慮する。
- ・住宅の近くでは焼却しない。
- ・草木はよく乾かして、煙の発生を抑える。

快適な生活環境について

焼却の例外扱いとされている場合でも、焼却によって
大量の煙や臭いが発生すれば、近隣住民からの苦情通報
となります。

通報があった場合、市職員が現地を確認し「周辺地域の生活環境に”著しい影響”を与えている焼却」と判断
した場合には行政指導の対象となり、直ちに消火をお願い
する場合があります。



お問合せ先
萩市環境衛生課 (TEL 0838-25-3146)

○焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却について（政令第14条）

公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として、次の各号に定めるものは例外として認められています。

- ア 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
例：河川敷の草焼き、道路側の草焼き、海岸漂着物等の焼却
- イ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
例：災害等の応急対策、火災予防訓練
- ウ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：正月の「しめ縄、門松」等を焚く行事、塔婆の供養焼却
- エ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却
（※生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却は含まれない）
- オ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例：落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー

○よくある質問

- Q. 家の近くで野焼きをしている人がいる。すぐにやめさせてほしい。
- A. 野焼きの通報があった際には、例外行為かどうかを確認し、例外行為以外の焼却行為であった場合には指導、また警察や消防に通報します。例外行為だった場合でも表面に記載している留意点に著しく違反しているよう見受けられた際には指導します。

- Q. 今まで畑で野焼きを行ってきたが、なぜ今苦情を言われないといけないのか。
- A. 農業行為での野焼きはあくまで例外行為ではありますが、推奨はされておりません。表面の留意点に確認し、事前に近所の方に野焼きをする旨は伝えておきましょう。

- Q. 家の近くで野焼きを行っていた。
- A. 野焼きの通報は過去の話ですと、実際には行っていなかった場合もあり、不確実な情報で指導をする事が出来ないため、野焼きを行っている最中での通報をお願いします。

◇ごみの野焼きはやめましょう。

◇みんなで協力して快適な生活環境の維持に努めましょう。